

事業名：国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業

令和5年6月26日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和5年7月20日

北陸地方整備局

国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「道路、道路付属物」と記載されておりますが、既存する植樹帯、樹木類の分類をご教示願います。	既存の植樹帯、樹木類は道路付属物に含みます。
2	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	植樹帯等、詳細設計により移設等が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	当該項目に道路内の既設水路の記載がありませんが、既設水路は事業の対象という理解でよろしいでしょうか。	支障となるU型側溝や自由勾配側溝などの排水構造物は、実施方針に記載のとおり、本事業の対象としています。
4	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	既に敷設されている情報ボックスは、「道路付属物（擁壁、交差点照明、排水構造物、緑石、防護柵、案内標識等）」に含まれており、移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、既設の情報ボックスの支障移設は予定しておりません。 ただし、網川原交差点付近（下り線側）で、既設の情報BOXと本事業で整備する特殊部とを接続する管路を敷設する際の、通信線の仮移設から復旧に至る一連の作業については、本事業の対象とし、北陸地方整備局との協議の上、設計変更の対象とします。 なお、既設の情報ボックス本体、及び本事業で施工する接続管路の維持管理は、北陸地方整備局が行うこととし、本事業には含みません。
5	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	擁壁を更改する場合、民地の塀、玄関、駐車場等の一部を撤去・復旧することが考えられ、住民との調整とその理解が極めて難しい事が想定されます。 その際の民地折衝、調整、補償対応も、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 また、詳細な条件も提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業における土留型特殊部の施工範囲、構造、施工方法については、民地施設への影響や経済性などを考慮して設計業務で検討の上、北陸地方整備局と協議願います。 なお、地権者等との交渉、条件の確認も含め、設計業務に係る調整業務に含まれます。また、やむを得ず民地施設を撤去する場合の撤去・復旧方法については、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。 また、施工上必要な民地物件に関する補償については本業務の対象外です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
6	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路（車道）については、切削オーバーレイでしょうか、打ち替えでしょうか。 または、切削オーバーレイの場合、何層での復旧でしょうか。	車道部は舗装打換えを想定しています。
7	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路（歩道）については、全面復旧でしょうか、影響範囲までの復旧でしょうか。	道路（歩道）は全面復旧です。
8	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（擁壁）については、既設擁壁全てを更改するとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答のとおりです。
9	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（擁壁）については、民地部影響範囲まで本業務に含むとの理解でよろしいでしょうか。 また、擁壁施工時の仮設山留については計上しているとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、No.5の回答のとおりです。 後段については、後日、入札公告時に示します。
10	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（排水構造物）については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。
11	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（縁石）については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。
12	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（防護柵）については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。
13	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（案内標識）については、全面更改ではなく支障箇所のみの変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。
14	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	道路附属物（交差点照明）について、交差点部以外の照明（道路照明）も整備の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細設計後、北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
15	実施方針	2	第1章	1	(6)	特定事業の概要	イ（ア）設計業務で「電線共同溝修正設計」とありますが、業務費用の横上げ方法（詳細設計の何割等）の提示はあるものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、北陸地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和35年3月31日までの約29年間とする」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 ①設計業務、工事業務の短縮が図られた場合、事業期間の終了日は前倒しされる。 ②設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒しした場合、割賦方式による支払いも前倒しされる。 ③事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される。	①につきましては、本施設の完成・引渡時期を早める提案は可能ですが、本事業の終了日は変更しません。 ②につきましては、割賦方式による支払いの始期は変更しません。 ③につきましては、事業契約書（案）に基づき北陸地方整備局と協議することになります。
17	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者への支払い	令和34年までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象になるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
18	実施方針	7	第2章	4	(2)	審査の内容	「⑥賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合、加点の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
19	実施方針	9	第2章	6	(1)	応募者の構成	カ「一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない」と記載がありますが、工事企業が2者以上の場合、その工事企業同士で特定建設工事共同企業体（特定JV）を結成することは可能でしょうか。	応募者の参加資格要件については、実施方針に記載のとおりです。このため、特定建設工事共同企業体は応募者になりえません。
20	実施方針	9	第2章	6	(4)	応募者の構成	カ「一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない」と記載がありますが、親会社を同じくする複数の企業であっても、参加資格要件を致していれば工事企業を担務することが可能との認識で宜しいでしょうか。	同じ応募グループに属する「親会社を同じくする複数の企業」が工事業務を担う場合であっても、実施方針の記載のとおり、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えありません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
21	実施方針	13	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	「平成20年度以降に元請けとして完成した下記（ア）の工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること」と記載されていますが、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	14	第2章	6	(4)	工事企業の参加資格要件	「イ(ア) 通行規制（全面通行止めを除く）が伴う電線共同溝の施工実績を有すること」と記載されていますが、これには官有地における引込管、連系管、及び連系設備のみの工事においても有効な実績となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	14	第2章	6	(4)	主任技術者又は監理技術者について	応募するにあたり工事業務を複数の企業が担当する場合、構成会社それぞれに同種工事の資格が必要でしょうか？また、工事企業が特定J Vの結成を認められる場合もすべての工事企業が要件を満たす必要がありますでしょうか。	前段については、応募企業又は応募グループに属する工事業務を担う構成企業は、実施方針に記載されている参加資格要件を満たす必要があります。 後段については、No.19の回答のとおりです。
24	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	イ、「実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務実績が60点未満の場合は実績と認めない。」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。 (第2章.6 (6) イ (イ) 維持管理企業の参加要件も同じ)	ご理解のとおりです。
25	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	イ、「平成20年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 (第2章.6 (6) イ (イ) 維持管理企業の参加要件も同じ)	前段、後段ともご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
26	実施方針	16	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	ウ(ウ)「実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務実績が60点未満の場合は実績と認めない」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。 (第2章.6 (6) イ (イ) 維持管理企業の参加要件も同じ)	ご理解のとおりです。
27	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	イ (ア) 「平成25年度以降に完了した、国又は地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	17	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	イ (ウ) 「平成20年度以降に完了した、国又は地方公共団体のいずれかが発注した道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること」とありますが、情報BOX補修工事も本実績と見なされると認識してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工」です。	ご理解のとおりです。
29	実施方針	20	第4章	2	(1)	本施設の構成 ※2	連系設備について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は占有業者が行うこととする。とありますが、この民間事業者とは、本事業者と理解してよろしいでしょうか。であれば、連系設備については設計・施工が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 実施方針の第4章に記載してある「民間事業者」は、全て「事業者」に訂正することとし、実施方針を訂正します。
30	実施方針	20	第4章	2	(1)	本施設の構成 ※2	連系設備について、設計・工事は民間事業者が行い、管理は占有業者が行うこととする。とありますが、各占有業者における連系設備の設計施工に関わる仕様等は、ご教示頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、引上げ柱の選定等や引上げ本数調整等は占有業者間での調整となる理解ですが、このような調整も設計業務に含まれるという理解でいいでしょうか。	前段については、各占有業者の仕様等の確認も含め、設計業務に係る調整業務に含まれます。 後段については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
31	実施方針	20	第4章	2	(1)	本施設の構成	新潟市の気象特性により、大型地震対策で管路及びマンホールの接続部に可とう管などの付加施設は計画していらっしゃいますか。	当初設計では、可とう管は設けていませんが、入札公告時に貸与する「電線共同溝（技術）マニュアル（改訂案）【令和2年3月一部改訂】」に準拠し継手部は伸縮継手構造とした計画を行っています。
32	実施方針	20	第4章	2	(1)	本施設の構成	「土留型特殊部の構造を設計業務において見直す場合は、管理区分について北陸地方整備局と協議すること」と記載されていますが、管理区分について具体的にご教授ください。	土留型特殊部の構造を設計業務で変更した場合の管理区分は、変更後の構造を踏まえて北陸地方整備局と協議して設定することとしています。このため現時点において、「土留型特殊部の構造を設計業務において見直す場合」の管理区分については、回答できかねます。
33	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧対象施設	「移設対象施設」についての記載がありませんが、既存占用物件等の支障移設が発生する場合は本事業に含めるとの理解でよろしいでしょうか。 また、既存占用事業者へ補償費として支払う場合も本事業からの支払いという理解でよろしいでしょうか。	既設占用物件等の支障移転は、占有者で実施することとし、また、支障移転に関する補償費は北陸地方整備局が支払うこととし、本事業での支払いは予定していません。
34	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧対象施設	既存占用物件（上下水道、ガス等）の支障移設が発生する場合は本事業に含めるとの理解でよろしいでしょうか。 また、既存占用事業者へ移設補償費として支払う場合も本事業からの支払いという理解でよろしいでしょうか。	No.33の回答のとおりです。
35	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道（舗装）は全て解体撤去・復旧するものとする」との記載がありますが、舗装版以外の撤去・復旧は設計変更でよろしいでしょうか。	歩道（舗装）の解体撤去・復旧に伴う他の工種についても想定されるものについては、当初から計上する予定で、詳細は入札公告時に示します。
36	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧対象施設	情報ボックスを移設する必要がある場合は、本施設の対象という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答のとおりです。
37	実施方針	23	第6章	3		金融機関等との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
38	実施方針	31	別紙3		番号6	リスク分担表	本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。 「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、10年20年後の金利は予測不可能であり、事業者のみが負担することは多大な不利益を被ることも想定されるため、事業者と国が負担し合うことが必要と考えますが、どのようにお考えかご教示願います。	リスク分担表に記載のとおり、事業者の負担とします。 理由等については、「意見に対する回答」No.7の回答のとおりです。
39	実施方針	31	別紙3		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない（遡及されない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
40	実施方針	32	別紙3		番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
41	実施方針	32	別紙3		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計は事業者で実施するものであり、現場条件の変更といった事業者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
42	実施方針	33	別紙3		番号42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していません。
43	実施方針	33	別紙3		番号44	物価上昇リスク	物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか、基準等をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。必要がある場合に、北陸地方整備局と協議願います。
44	実施方針	33	別紙3		番号44	物価上昇リスク	物価上昇リスクの説明に「国と協議できる。」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予期することができない特別な事情による場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか、ご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。必要がある場合に、北陸地方整備局と協議願います。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
45	実施方針	34	別紙3		番号60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
46	実施方針	34	別紙3		番号61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
47	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	道路内の既設水路(自由勾配水路)は、整備対象施設という理解でよろしいでしょうか。 この場合、14ページの4、(2)の設計業務にも該当すると思いますが、どのようなお考えかご教授願います。	支障となる既設水路(U型側溝や自由勾配側溝など道路の排水施設)は、排水構造物として本事業の対象としています。また、設計業務にも含まれます。
48	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	歩道内の植樹帯の樹木については、伐木処分という理解でよろしいでしょうか。または、仮移設場所に仮移設したのちに電線共同溝施工後の復旧という考えでしょうか。ご教授願います。また設計変更の対象となりますか。	支障となる植樹帯は、撤去・復旧を想定しています。樹木の取扱いについては、北陸地方整備局と協議の上、決定することとし、必要に応じて設計変更の対象とします。
49	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	歩道上での電線共同溝作業の際には日々規制の範囲が移動となり、歩道内の植樹帯が障害になりますがどのようにお考えでしょうか?ご教授願います。	No.48の回答のとおりです。
50	要求水準書(案)	1	第1章	5	(2)	整備対象施設	工事区域内にバス停施設が数か所ありますが、電線共同溝施工の掘削影響範囲に支障になりますが、全撤去新設復旧となりますか。 この場合の施工者はバス停施設を管理している方になるでしょうか。 また設計変更の対象となるでしょうか。	上屋が支障となる場合は、道路管理者やバス停上屋管理者、事業者など関係者間で協議のうえ、取扱いを決定することとします。なお、本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
51	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	工事区間内の道路標識には、公安委員会管理の規制標識も存在しておりますが、これの撤去再設置も含んでおりますか? また設計変更の対象となるでしょうか?	公安委員会管理の規制標識が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。なお、本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
52	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	道路内の既設水路は、整備対象施設という理解でよろしいでしょうか。	支障となる排水構造物は、解体撤去・復旧の対象となります。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
53	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	交差点照明が整備対象となっていますが、照明を途切れさせないようするため、旧照明柱の撤去時期は新照明柱に入線後(維持管理期間)になると思われます。 その場合の撤去費用については、維持管理業務内での設計変更対応との理解でよろしいでしょうか。	本事業で撤去する照明柱は、本事業の完成・引渡までに撤去を完了することとします。 なお、本業務で新設する照明柱については、電柱を抜柱するまでの間は、架空線を通じて受電することとし、入線作業に合わせ、地中線を通じた受電に切り替わることとします。
54	要求水準書(案)	1	第1章	5	(3)	整備対象施設	交差点照明のみ整備となっていますが、交差点間に存在する道路標識柱及び交差点部以外の照明はそのまま残置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、整備に支障がある道路標識柱などに関しては移転対象とし、北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
55	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧対象施設	「電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道(舗装)は全て解体撤去・復旧するものとする。」とありますが、付属施設(擁壁、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識)で電線共同溝の整備に支障にならないければ、解体撤去・復旧は必要ないとの理解でいいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	当該項目に情報ボックスや水道など移設対象施設の記載がありませんが、移設補償費支払いが必要になる工事は本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。 もし、含まれる場合は実績支払い額応じて設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	情報ボックスについては、No.4の回答のとおりです。 その他、工事の支障となる既設占用物件等については、No.33の回答のとおりです。
57	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧対象施設	情報ボックスや水道など移設対象施設の記載がありませんが、移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	No.56の回答のとおりです。
58	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	県警設備である信号・感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	公安委員会管理の施設が支障となる場合は、管理する警察署と協議の上、取扱いを決定することとします。なお、本事業の対象とする場合は、設計変更の対象とします。
59	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	歩道(舗装)は全て解体撤去・復旧するものとする。とありますが、歩道内の植樹帯及び縁石及び点字ブロックを撤去しなくては施工は出来ないと思いますが、これらの施設は全撤去新設復旧となりますか。 また、歩道内の点字ブロックは全撤去新設復旧となりますか？ これらは設計変更の対象となるのでしょうか。	支障となる歩道内の植栽帯、縁石、点字ブロックは、撤去・復旧を想定しており、詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
60	要求水準書(案)	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧対象施設	「歩道(舗装)は全て解体撤去・復旧するものとする。」とありますが、車道部の掘削もあるため、車道部も含むという理解でよろしいでしょうか。	車道部は支障となる範囲の解体撤去・復旧となります。詳細は入札公告時に示します。
61	要求水準書(案)	7	第2章	1	(3)	業務期間	「設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし」とありますが、予定価格算出の際に設定した設計期間について入札公告で提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。	設計期間は提示いたしません。
62	要求水準書(案)	9	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	『植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする』とありますが、業務遂行に必要であっても理由を問わず、事業者負担となるかご教示ください。	事業者の責に帰す損失の場合、事業者負担となります。
63	要求水準書(案)	9	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	土留型特殊部の施工は仮設土留にて計画しておりますが、期間中の仮歩道はどのようにお考えでしょうか、ご教授願います。	当初計上については、入札公告時に示します。 なお、仮歩道の必要性や方法は、本事業で検討することとし、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
64	要求水準書(案)	10	第2章	2	(1)	BIM/CIM適用業務	今回電線共同溝の修正設計となっておりますが、修正設計からのBIM/CIM適用との理解でよろしいでしょうか。また、その場合に補足でレーザー測量等の必要が生じた場合は、BIM/CIM実施の費用と同様に設計変更により計上という理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
65	要求水準書(案)	11	第2章	3	(1)	試掘調査	計画している17箇所の試掘調査箇所はマンホール特殊部を想定されているでしょうか？17箇所の詳細を明示していただけないでしょうか？ また試掘調査には上水道と下水道(引き込み線含む)は含んでいるでしょうか。	試掘箇所は、特殊部の位置を基本としています。なお、閲覧資料に示しています。 また、試掘調査の目的は、電線共同溝の工事にあたり支障となる道路占用物の対象と位置を確認することです。
66	要求水準書(案)	11	第2章	3	(1)	試掘調査	試掘調査が設計業務に含まれておりますが、現場掘削作業を『工事企業』が施工してもよろしいですか。	工事企業が試掘の施工を担うことは可能です。
67	要求水準書(案)	11	第2章	3	(1)	試掘調査	試掘調査が「設計業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、工事は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	No.66の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
68	要求水準書(案)	12	第2章	3	(1)	試掘調査	『試掘及び本掘削における監視員は、埋設物件事故防止費として普通作業員を夜間延べ9人計上している』、『既存埋設物移設想定箇所：2箇所/日 ※延べ9日を想定』とありますが、具体的な箇所あたりの数値をご教示ください。	試掘調査は1日あたり2か所実施とし、17か所で9日と算定しています。
69	要求水準書(案)	12	第2章	3	(1)	試掘調査	試掘調査の交通誘導警備員の人数が延べ9日を想定とありますが、箇所ごとに交通誘導警備員Aを日1名で考えると交通誘導警備員Aが9名で交通誘導警備員Bが9名となりますが、どのように計画されているでしょうか、ご教授願います。	No.68の回答のとおりです。
70	要求水準書(案)	12	第2章	3	(1)	試掘調査	イ(イ)「情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に下記の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して北陸地方整備局に報告すること」とありますが、情報BOX等の台帳類は事前に貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	12	第2章	3			北陸地方整備局の国道41号黒崎電線共同溝の要求水準書では、事前調査業務に「現況測量」が含まれておりましたが、今回は記載が無いので、「現況測量」は含めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1) (2)	基本的な考え方	設計業務において、与えられている平面図等は机上設計と思われるが、現地による予備測量と実施設計測量及び境界確定測量は設計変更の対象となるでしょうか。	事業契約締結後に、出来島一交差点から新光町交差点の下り側について現地測量および横断測量の成果を貸与します。他の測量については北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
73	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1)	基本的な考え方	イ「既設の電線共同溝との接続を、出来島一交差点において新潟市が計画する電線共同溝と接続すること」とありますが、この工事の設計図及び竣工図等は貸与していただけるのでしょうか。また、データ形式等についてご教示願います。	事業契約締結後に、新潟市の電線共同溝事業に関する設計図を貸与します。データ形式については、DWG形式またはSFC形式を想定しています。
74	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1)	基本的な考え方	『工業対象区域には、道路法に基づく届出対象区域が設定されていることから、次のことに留意して設計すること。なお、届出対象区域の範囲等は、国土交通省ホームページで確認可能である。』とありますが、ホームページ内、資料の【届出対象区域一覧】にある沿道区域の意味と本事業になにか影響があるかご教示ください。	沿道区域の意味については下記HPで確認してください。 【国交省HP】 https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_23.html 本事業の実施にあたっては、無電柱化の範囲や連系柱の新設位置などについて留意することが必要です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
75	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1)	基本的な考え方	『①届出対象区域内にある既設電柱を活用した連系設備等の設置はしない。 ②届出対象区域内に新たに電柱は設置しない。』とありますが、官地、民地にかかわらず、既設電柱、支線、支柱の撤去は行わなくともよろしいでしょうか。	本事業で電線共同溝を整備した区間及びその沿道においては、電線管理者が所有する電柱は撤去されることとなります。また連系設備等を設置する電柱においても、届出対象区域内の電柱には設置しないよう設計願います。
76	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1)	基本的な考え方	『①届出対象区域内にある既設電柱を活用した連系設備等の設置はしない。 ②届出対象区域内に新たに電柱は設置しない。』とありますが、支線の設置もできないのでしょうか。	国道区域において支線の新設はできません。届出対象区域内については届出・勧告制度の手続きに沿って個別に判断します。
77	要求水準書(案)	14	第2章	4	(1)	基本的な考え方	イ「出来島一交差点においては新潟市が計画する電線共同溝と接続する計画とすること」と記載がありますが、設計図もしくは竣工図等は貸与していただけるのでしょうか。	事業契約締結後に、新潟市の電線共同溝事業に関する設計図を貸与します。
78	要求水準書(案)	14	第2章	4	(2)	設計業務及び設計条件	L型擁壁、土留型特殊部施工に伴う、仮歩道、仮設土留、既設管防護、これらの復旧はどのように計画されているでしょうかご教授願います。 仮歩道は鋼製仮橋か又は回り道でしょうか。 仮設土留は自立式矢板か山留方式か。 既設管の作業中の防護は発砲体又は仮鋼製版による防護でしょうか。	当初計上については、入札公告時に示します。 なお、施工方法については、本事業で検討することとし、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。 また、既設管の作業中の防護については、事業者が既設管の管理者と協議のうえ適切な方法を選定することとし、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
79	要求水準書(案)	15	第2章	4	(3)	電線共同溝	エ(ア)「植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式、階段の形態」と記載がありますが、このような景観整備について、国道事務所等の方針があればご教示願います。	北陸地方整備局と協議の上、設計に反映することとしています。
80	要求水準書(案)	16	第2章	4	(6)	仮設構造物	近接構造物の保全については、山留形式で対応できない場合は、設計変更の対象になるでしょうか。	当初計上については、入札公告時に示します。 なお、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
81	要求水準書(案)	16	第2章	4	(6)	仮設構造物	水替え方法については、設計変更の対象になるでしょうか。	北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
82	要求水準書(案)	16	第2章	4	(6)	仮設構造物	設計条件に新潟市の凍結深度は国土交通省の要領では30cmとありますが間違いありませんか。 この場合、土被り厚さが与えられている図面では満足していない箇所がありますが、詳細設計で修正という考えでよろしいでしょうか。	本事業では、凍結深度を考慮する工種はありません。
83	要求水準書(案)	16	第2章	5	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	「事業者は、地域住民及び地権者等に対して事業(設計)説明会を実施し」とありますが、(施工)の説明会も合わせて行うことは可能でしょうか。	説明会の進め方については、北陸地方整備局、新潟市と協議の上、決定することとします。
84	要求水準書(案)	16	第2章	5	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	『説明会の周知方法については、北陸地方整備局が新潟市の協力を得た上で、事業者が周知活動』とありますが、関係者情報提供等の協力を新潟市から得られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書(案)	16	第2章	5	(3)	支障物件等調査及び移転協議	「支障物件の抽出と移転計画を立案すること」とありますが、予備設計の段階で、明確になっている支障物件があれば提示ください。また支障物件に関して、予備設計会社担当者との打合せ・情報共有等は可能でしょうか。	支障物件は、閲覧資料に示しています。 予備設計担当者との打合せ・情報共有は、事業契約締結後であれば可能です。
86	要求水準書(案)	16	第2章	5	(4)	家屋調査	家屋調査は設計変更の対象にするとありますが、家屋調査に伴う交通整理員も設計変更の対象となりますか。	北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
87	要求水準書(案)	16	第2章	5	(4)	家屋調査	家屋調査が必要となった段階で、ア〜オに記載のある資格を有する会社に事業者から委託してもよい(入札参加資格要件ではない)との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	16	第2章	5	(4)	家屋調査	水道、ガス等の移設が必要となった場合は、本事業にて家屋調査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。 水道、ガス等の移設工事で家屋補修が発生した場合の補償費は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	既設占用物件等の支障移転については、No.33の回答のとおりです。 なお、本事業における家屋調査は、占用者が行う工事は対象外です。また、占用者が行う工事を原因とする家屋への損害に対する補償も本事業の対象外です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
89	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用事業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、電柱所有者へ連系設備の設計を依頼・委託および占用事業者等へ引込設備の設計を依頼するものとする。」とありますが、あくまでも事業者は、設計の依頼・委託をするもので詳細設計は占用業者との認識でよいでしょうか。	引込管と連携管の設計は事業者、連携設備の設計は電柱所有者へ依頼、引込設備の設計は占用事業者等へ依頼するものとします。
90	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「連系設備・引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。また、第2章4.(3)イには「引込管・連系管・連系設備の引込・立上り調整を行う」とあります。引込管・連系管・連系設備の詳細設計は、本事業に含まれており、委託する場合は本事業からの委託と理解してよろしいでしょうか。	前段については、連携設備の設計は電柱所有者へ依頼、引込設備の設計は占用事業者等へ依頼するものとします。後段については、ご理解のとおりです。
91	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「電柱所有者へ連系設備の設計を依頼・委託」とありますが、連系設備所有者(譲渡先)への依頼・委託との理解でよろしいでしょうか。	連系設備の設計は、電柱所有者へ依頼・委託することを想定しています。
92	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	引込管・連系管路の詳細設計は、本事業に含まれており、委託する場合は本事業からの委託と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)	18	第2章	5	(7)	交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整	「道路管理者及び交通管理者と調整を行う」とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計としての設計変更の対象となると考えてよいでしょうか。	交差点改良については、当初は想定しておりません。なお、交差点照明、信号・横断歩道等の設備が必要となった場合には、北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
94	要求水準書(案)	20	第3章	1	(4)	路上工事の抑制	「路上工事抑制カレンダー」では、毎年3月は1ヶ月路上工事中止となっております。当事業も該当するとの理解でよろしいでしょうか。 また、冬季抑制期間等はあるのでしょうか。	前段については、当該事業も対象とします。なお、要求水準書(案)に記載のアドレスは令和4年度版の路上工事抑制カレンダーだったため、下記のURLに訂正します。また、令和6年度以降の路上工事抑制カレンダーは、毎年度、下記アドレスによる確認、または、新潟国道事務所へお問い合わせください。 (https://www.hrr.mlit.go.jp/niiokoku/work/calendar.html) 後段については、路上工事において「冬季抑制期間」なる抑制期間の設定はありません。
95	要求水準書(案)	21	第3章	1	(8)	設計変更等	事業者へ帰責理由がない場合の一時中止及び工期延伸に伴う経費等の増額協議は可能である。	協議は可能です。
96	要求水準書(案)	23	第3章	1	(14)	中間技術検査	各年度末において中間技術検査で確認した部分については、完成検査時の確認を省略と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書(案)	24	第3章	1	(18)	法定外の労災保険の付保	「本工事において、事業者は法定外の労災保険に付さなければならない」とありますが、ここでいう事業者とは工事業務を実施する企業のことを指しており、工事業務を実施する企業のみ付保が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書(案)	24	第3章	1	(18)	法定外の労災保険の付保	本保険の加入対象者は、本事業に携わる代表企業、工事企業(下請含む)、工事監理企業の社員と理解してよろしいでしょうか。	No.97の回答のとおりです。
99	要求水準書(案)	26	第3章	4	(1)	施工条件	(ア)用地関係 「工事施工において民地借上を必要とする場合の協議及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は事業者の責任において処理しなければならない。」とありますが、一般構造物(擁壁工)において、民地(駐車場)の借上が想定されます。この場合、ご指示いただけるのでしょうか。またご指示頂ける、基準等ありましたらご教示ください。	北陸地方整備局と協議の上、決定することとします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
100	要求水準書(案)	26	第3章	4	(1)	施工条件	(ア)用地関係 「本工事における借地は予定していない。」とありますが、工事に使用する資材及び掘削残土又は廃材のために使用する土地の賃貸は設計上していただけるでしょうか。	北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
101	要求水準書(案)	26	第3章	4	(1)	施工条件	(ア)用地関係 「本工事における借地は予定していない。」とありますが、土留型特殊部B12とB13の箇所において、民地の通路及び本体構造(梁、躯体、基礎構造)が既設道路擁壁に密着しているため、施工にあたり民地側に仮設土留を施工するか、民地の本体構造を取り壊す方法しか無いように思えますが、どのようにお考えでしょうか、ご教授願います。 その場合は民地を借地する場合の費用を設計変更の対象となるでしょうか。	本事業における土留型特殊部の施工範囲、構造、施工方法については、民地施設への影響や経済性などを考慮して設計業務で検討の上、北陸地方整備局と協議願います。また、構造、範囲等が変更となった場合は、北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。 なお、民地内を掘削し土留型特殊部を設置する場合に生じる借地費用等は、工事を行う前に、予め北陸地方整備局と協議を行うものとし、設計変更の対象とします。
102	要求水準書(案)	26	第3章	4	(1)	施工条件	(イ)公害関係 水替、濁水処理等は考慮してないとありますが、L型擁壁、土留型特殊部、マンホール箇所については施工区間の標高を考えると地下水以下を掘削影響範囲になるため、水替えと濁水処理が発生すると思われるが、その場合は設計変更の対象となりますか。	北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
103	要求水準書(案)	28	第3章	4	(1)	施工条件	ウ 施工時間(ア)(イ) 施工は昼間施工を見込んでいるとあり、作業時間の変更は北陸地方整備局と協議とありますが夜間施工となった場合には設計変更の対象となりますか。	北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
104	要求水準書(案)	28	第3章	4	(2)	掘削土工	ウ 作業残土の処理 残土搬出について、仮置き搬出と変更になった場合は、運搬距離と積み込み及び残土処理は設計変更の対象となりますか。	北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
105	要求水準書(案)	28	第3章	4	(3)	構造物一般	電力系特殊部について本事業者が接地工事を実施する必要があるのか、また電力系連系設備についても本事業者が接地工事を実施する必要があるか、ご教示ください。	本事業の対象外です。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
106	要求水準書(案)	28	第3章	4	(3)	構造物一般	イ 敷モルタル及び管路基礎に関する材料 『管路基礎については再生砂を標準とする』とありますが、共同溝本体、連系、引込管路は含まれているかご教示ください。	『管路基礎については再生砂を標準とする』には、本体管および連系管・引込管を含みます。
107	要求水準書(案)	28	第3章	4	(3)	構造物一般	オ 構造物基礎(直接基礎) 『事業者は構造物の施工に先立ち平板載荷試験を実施し地盤反力を算定』とありますが、鋼矢板笠コン土留め箇所については既設鋼矢板の引抜を実施のうえ、平板載荷試験を実施でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書(案)	29	第3章	4	(3)	構造物一般	オ 構造物基礎(直接基礎) 地盤反力の測定についての反力装置はバックホウ(0.8m3級)とありますが、現場条件で搬入搬出を考えたときに、同等程度の荷重を要したほかの方法でもよろしいでしょうか。	北陸地方整備局と協議願います。
109	要求水準書(案)	34	第3章	4	(16)	建設現場における遠隔臨場	ウ(オ)「費用については、技術管理費に積上げ計上する」としていますが、当初契約には計上せずに実施内容を協議後に設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書(案)	36	第3章	4	(22)	交通管理	交通誘導警備員について、交差点作業時の増員及び各脇道の交差点増員は考慮しているのでしょうか。	施工時の交通誘導員の配置は、事業者が交通管理者(警察)と協議を行い安全で適切な配置を行います。変更となった場合には、北陸地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
111	要求水準書(案)	45	第5章	1	(1)	一般事項	「情報ボックス管理規定」「情報ボックス保安細則(抜粋)」にも準拠することとありますが、情報ボックスの維持管理も本事業の対象という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答のとおりです。
112	要求水準書(案)	45	第5章	1	(1)	一般事項	ウ「維持管理に係る調整業務」には、水道工事やガス工事等の近接施工による立会も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 また、近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
113	要求水準書(案)	45	第5章	1	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるの理解でよろしいでしょうか。	北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
114	要求水準書(案)	45	第5章	1	(3)	業務実施体制	ア「各業務を総括する維持管理責任者を設置し、北陸地方整備局に通知すること」とありますが、必要な資格についてご教示願います。	特に資格等の定めはありませんが、第5章1(3)イ業務従事者の要件等と同等と想定しています。
115	要求水準書(案)	47	第5章	1	(5)	業務の実施	ウ「想定外の事態への対応」、エ「災害時・非常時の対応」は、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
116	要求水準書(案)	48	第5章	3	(1)	一般事項	情報ボックスの台帳作成・修正も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答にある本事業で整備する接続管路に関しては、対象とします。
117	要求水準書(案)	49	第5章	4	(3)	要求水準	ア「事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。」とありますが、これには鍵の貸出しも含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)	55				資料3-2	資料3-2事業対象区域図(維持管理業務)では維持管理対象施設が電線共同溝の本体のみとなっていますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業 実施方針等に関する意見に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路（車道、歩道） ・道路附属物（擁壁、交差点照明、排水構造物、縁石、防護柵、案内標識等）	『R3国道116号電線共同溝詳細設計（令和5年3月）』の設計成果を踏まえ、入札公告時に示します。
2	実施方針	7	第2章	4	(2)	審査の内容	「⑥賃上げの実施」について、構成企業全てが賃上げを実施していない場合でも、一部の構成企業が実施している場合でも加点となるよう要望します。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	15	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	「イ. 平成20年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。」とあります。 一方、九州地方整備局榎津電線共同溝等の過去のPFI事業の際は、さらに、「ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。」との記載がありました。 今回も九州地方整備局と同様のただし書きを追記するよう要望します。	「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。
4	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「イ（イ）平成20年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。」とあります。 一方、九州地方整備局榎津電線共同溝等の過去のPFI事業の際は、この要件そのものがありませんでした。 イ（イ）の削除又は、前述と同様に、ただし書きを追記するよう要望します。	「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
5	実施方針	20	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧対象施設	「なお、歩道（舗装）は全て解体撤去・復旧するものとする」と記載がありますが、車道舗装は電線共同溝整備影響範囲の復旧のみではなく、車道部全範囲を対象とし整備を行うようご検討をお願いします。	歩道部の本復旧は全幅、車道部の本復旧は電線共同溝整備影響範囲を想定しています。詳細は入札公告時に示します。
6	実施方針	22	第6章	2	(2)	北陸地方整備局の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	北陸地方整備局が賠償請求される（2）ウの方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、北陸地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、北陸地方整備局が賠償請求する（1）エも「北陸地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更願います。	実施方針は修正いたしません。 双方の帰責事由による損害の負担に関する詳細は、入札公告時に示す事業契約書（案）でご確認ください。
7	実施方針	30	別紙3		番号6	リスク分担票	「基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、本事業は、事業者の資金調達方法について国は関与せず、事業者は自らの判断で資金調達していただくことを想定した事業スキームです。よって、当該リスクは事業者が負担するものとしています。
8	実施方針	30	別紙3		番号11	リスク分担票	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	法令変更起因する契約解除については、リスク分担表の「番号61」に記載のとおりです。
9	実施方針	30	別紙3		番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	リスク分担表に記載のとおりですが、当該事案がリスク分担表「番号11」または「番号12」のいずれかに該当する場合は個々に判断する予定です。
10	実施方針	32	別紙3		番号21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、当該リスクについては、事業者が行う施工又は管理に関するリスクであり、当該リスクが顕在化した場合又は顕在化する前に、事業者は自らの判断で追加費用の発生を防ぎ又はより小さな追加費用となるよう最善を尽くす責任があると考えられることから、当該リスクは事業者が負担するものとしております。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	34	別紙3		番号 60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	リスク分担表は変更いたしません。 なお、公共工事標準請負契約約款でも不可抗力による費用は、定められた範囲内において受注者も負担することとしております。よって、本事業においても同様とし、負担と詳細については、入札公告時に示す事業契約書（案）をご確認ください。
12	実施方針	34	別紙3		番号 61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	法令変更リスクは、リスク分担表番号11番、12番に示したリスク分担を想定しており、法令変更に起因する契約解除についてもリスク分担表に記載のとおり、国及び事業者は応分に負担することとします。 なお、負担の詳細については、入札公告時に示す事業契約書（案）をご確認ください。 また、不可抗力の定義は、入札公告時に示す事業契約書（案）に記載しますが、「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者及び事業者のいずれにもその責を帰すことのできない事由とします。
13	要求水準書（案）	11	第2章	3		事前調査業務	BIM/CIMを実施するためには、現況測量を地上レーザー測量・点群測量で実施する必要があると思われます。地上レーザー測量・点群測量のデータの貸与をお願いします。また、測量が未実施である場合は、本事業の中で設計変更にて対応願います。	測量データは、事業契約締結後に貸与します。 測量データの不足部分については、北陸地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。